

自衛隊法の一部を改正する法律案要綱

第一 在外邦人等の保護措置

(第八十四条の三関係)

一 防衛大臣は、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（以下「保護措置」という。）に着手する前に、当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっていると認められない場合等には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならないものとする。

二 外国の領域において保護措置を命ぜられた部隊等の長又はその指定する者は、当該保護措置を行って、いる場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の安全を確保するため必要と認める場合には、避難し、又はその輸送を一時休止するなどして危険を回避するものとする。

第二 合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護の削除

(第九十五条の二関係)

アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等の防護のための武器の使用に係る規定を削ること。

第三 合衆国軍隊及びオーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供（第百条の六及び第百条の八関係）

- 1 合衆国軍隊及びオーストラリア軍隊に対する自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務から、我が国として輸送、修理若しくは整備又は保管をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送、修理若しくは整備又は保管を除くこと。
- 2 合衆国軍隊に対して行う物品の提供には、弾薬の提供は含まないものとする事。

第四 罰則

（第百二十二条の二関係）

正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した罪について、日本国外において犯した者にも適用することとする事。

第五 施行期日

（附則関係）

この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

改正案	現行
<p>（在外邦人等の保護措置）</p> <p>第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体のための措置（輸送を含む。以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。</p> <p>一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第五項において同じ。）が行われることがないと認められること。</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（在外邦人等の保護措置）</p> <p>第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体のための措置（輸送を含む。以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。</p> <p>一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第九十五条の二第一項において同じ。）が行われることがないと認められること。</p> <p>二 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関）の同意があること。</p> <p>三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑か</p>

2
〔略〕

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（第五項及び第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項の規定による保護措置に着手する前に、同項第一号若しくは第二号に該当せず、又は同項第三号の連携及び協力が確保されないと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

5 第一項の規定により外国の領域において保護措置を命ぜられた部隊等の長又はその指定する者は、当該保護措置を行つている場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の安全を確保するため必要と認める場合には、避難し、又はその輸送を一時休止するなどして危険を回避するものとする。

2
〔略〕

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔削る〕

〔自衛隊の施設の警護のための武器の使用〕
第九十五条の二 〔略〕

〔合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供〕
第百条の六 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号、第十号及び第十一号に掲げる合衆国軍隊 補

〔合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用〕

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

〔自衛隊の施設の警護のための武器の使用〕
第九十五条の三 〔略〕

〔合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供〕
第百条の六 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号、第十号及び第十一号に掲げる合衆国軍隊 補

給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に
関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓
練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）
（輸送、修理若しくは整備又は保管にあつては、我が国として輸
送、修理若しくは整備又は保管をすることが適当でないものとし
て政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送、修理若しくは整備
又は保管を除く。次号において同じ。）

二 〔略〕

4 第一項に規定する物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供
は含まないものとする。

（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供）
第百条の八 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機
関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げ
るオーストラリア軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとし
る。

一 第一項第一号に掲げるオーストラリア軍隊 補給、輸送、修理
若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基

給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に
関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓
練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げる合衆国軍隊 補給、輸
送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する
業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの
業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないもの
とする。

（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供）
第百条の八 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機
関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げ
るオーストラリア軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとし
る。

一 第一項第一号に掲げるオーストラリア軍隊 補給、輸送、修理
若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基

<p>2 〔略〕</p>	<p>4 〔略〕</p> <p>第二百二十二条の二 第一百八条第一項第八号、第一百九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>4 〔略〕</p> <p>第二百二十二条の二 第一百九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p>

地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）（輸送、修理若しくは整備又は保管にあつては、我が国として輸送、修理若しくは整備又は保管をすることが適當でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送、修理若しくは整備又は保管を除く。次号において同じ。）

二 〔略〕

地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第六号までに掲げるオーストラリア軍隊補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）